

関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

●国の基準改正に伴い改正するもの

【論点①】

基準改正に至った背景
【答】いくつかの自治体からは、代替え保育の提供に係る連携施設の確保、また、食事の外部搬入業者が限定されている中での対応や調理施設に関する規定の経過措置期間内の対応が困難であるといった意見があり、今回、保育の質を確保しつつ、緩和が行われた。

【論点②】

家庭的保育事業の現状と今後の見通し
【答】高山幼稚園を運営している法人が、下の子どもと一緒に預かってほしいという声を受けて、幼稚園内で未満児保育を開始した。現在、すぎがおか託児所の上か所である。他の団体等から事業実施の予定は聞いていないが、今後、話があれば必要かどうかという判断も含め協議したい

◆議第79号・第80号
 清見中学校校舎大規模改修工事（建築）請負契約の変更について及び本郷小学校校舎大規模改修工事（建築）請負契約の変更

●既存基礎等の著しい劣化による補強工事の追加や、間仕切り壁の準耐火構造から耐火構造への変更などにより工事費を増額するもの

【答】これまで主要な間仕切り壁は、準耐火構造で良いとされていたが、建築確認申請の審査機関の取り扱いが今回変更されたことに伴い、耐火構造とするよう指示があったもので、設計時においては、従前の取り扱いに基づき設計している。審査機関からの指示が工事着手後となっているが、建築確認済証が交付される前に行われている工事については、既存部分の改修であり、建築確認の必要な増築工事の着工前には建築確認済証の交付を受けている。

9月21日
 産業建設委員会
 主な内容

◆議第76号

高山市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
 ●地域再生法の改正に伴い条文整備を行うもの

【答】改正後の条文にある『事務所以外の施設内において研究開発を行う部門』とは具体的に何を示すのか
【答】例えば、工場内にある研究開発部門も対象になることを明確に示すものである。
【問】現時点で企業移転の話はあるのか。
【答】雇用人数の要件や、課税免除などが移転の誘因になると考えてい

るが、まだ具体的な話はない。今後、サテライトオフィスの活用などを含めて、積極的に取り組みを進めていく。

◆議第77号

高山市空家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例について

●空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策を進めるため制定するもの

【論点①】

空家等の見直しとその取り組み
【答】今後、空家等は増えていくものと想定している。空家等対策については、6月に策定した『空家等対策計画』に基づき、地域や事業者など関係機関と連携しながら取り組んでいく。将来的には支援制度を持たなくても、空家等を活用することで解決したり、空家等になることを未然に防ぐなどの解決方法を導き出す必要がある。また空家等の除却を促す中で、経済的に厳しい方

に対しては、支援することも考えている。

◆議第81号
 市道路線の変更について

【論点②】
 税制優遇措置の考え
【答】税制優遇措置は、空家等をそのまま放置してしまうことにつながる懸念もあるため、現在のところ考えていないが、国の動向には注視していく。

【論点】

●空家等の活用
【意見】行政単独ではなく、地域住民の協力も得ながら活用も含めた推進が大事である。また、行政においても分かりやすい体制の整備が必要ではないか。

②空家等を活用する場合は、建物や土地に対する税制上の優遇措置を明確にしておく必要がある。

③どのようにすれば活用してもらえるのかのイメージを、行政が把握する必要がある。

9月25・26・27日
 予算決算特別委員会

9月28日
 本会議（最終日）

総務環境委員会、福祉文教委員会、産業建設委員会、予算決算特別委員会の各委員長報告後、採決が行われ、認第1号及び認第2号は賛成多数で、その他の議案は全員一致で可